

各保育・教育施設
設置者・施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

7月1日以降の保育所等の対応について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応として、各保育・教育施設の皆様には、園児及びご自身の健康管理、感染防止のための消毒業務、保育内容の工夫など、様々な対応をしていただいていることに感謝申し上げます。これから本格的な暑さが続きますが、職員の皆様の健康管理もしっかりしていただき、業務にあたっていただきたいと思っております。

引き続き感染防止の様々なご対応をお願いするところですが、横浜の子どもたちのために今後もよろしくお願いいたします。

本市では「緊急事態宣言の解除後の保育所等の対応について（第2報）」（令和2年5月28日付 こ保運第1295号）において、6月30日まで登園自粛の要請を行い、市内の保育所等（※）に対しては引き続き、保育の必要な児童に対しては保育の提供をお願いしています。

緊急事態宣言の解除以降、本市においても感染症対策の強化と経済再生の実現に向け、取組を進めており、保護者の就労等の再開に合わせて、保育所等での保育の必要性が増していることから、保護者への登園自粛の要請は6月30日で終了します。ただし、今後の新型コロナウイルス感染の状況によっては、再度登園自粛を要請する場合があります。

登園自粛要請の終了に伴う利用料（保育料）や給食等については、以下の通りの取扱いとしますので、よろしくお願いいたします。

併せて、各施設の皆様にはお手数をおかけして申し訳ありませんが、保護者の皆様には、7月1日以降の登園自粛要請の終了について、別添配布資料により周知をお願いいたします。

※認可保育所、幼保連携型認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、横浜保育室、年度限定保育事業

1 利用料（保育料）について【0～2歳児クラス】

登園自粛要請の終了に伴い、これまでの「登園日数に応じた利用料（保育料）の減額」の取り扱いを終了します。

7月以降は通常通り、利用料（保育料）の徴収を行います。（認可保育所の7月分の口座引き落としは7月28日（火）を予定しています。）

2 給食について

7月1日以降は、「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日付 こ保運第127号）で示した特例の扱いを終了し、通常通りの給食の提供をお願いします。

なお、喫食状況の確認や食育等を実施する場合には、感染防止に十分に配慮して行ってください。

3 延長保育について

7月1日以降は、「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日付 こ保運第127号）で示した、延長保育の利用が最小限となるよう保護者に利用を控えていただく取扱いを終了し、通常どおり延長保育の実施をお願いします。

延長保育事業にかかる助成費は、引き続き通常どおり支給します。

なお、通常時においては利用実績に基づいて支給する一部の加算について、特例的に利用希望に基づいて支給する取扱いとしていますが、7月1日以降は、通常どおり利用実績に基づいて支給することとします。

4 給付費・委託費等について

給付費・委託費等の支給については、登園自粛要請期間中も通常どおり行っており、7月1日以降も、引き続き通常どおり支給します。

なお、通常時においては勤務実績に基づいて支給する一部の加算について、特例的に勤務予定に基づいて支給する取扱いとしていますが、7月1日以降は、通常どおり勤務実績に基づいて支給することとします。

5 行事等について

必要性や目的、実施予定時期の状況などを踏まえて、縮小や中止も含めて検討してください。実施する場合には「3密」を避けるなどの感染拡大防止策をとってください。

6 研修について

「保育・教育の質向上NEWS（第2号）」（令和2年6月12日付 こ保人第164号）でお知らせしたとおり、令和2年7月3日以降に実施する研修について、順次申し込みを受け付けています。

7 地域子育て支援事業について

本市が実施する「認定こども園及び保育所地域子育て支援事業」の実施については、別途子育て支援課から実施方法等についての通知をお送りします。

本市事業として実施していない地域子育て支援については、子育て支援課の通知をホームページに掲載しますので、通知を参考に実施していただくようお願いいたします。

これに伴い、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（通知）」（令和2年2月28日付 こ保運第3944号）において通知した「2 各施設において行なわれる事業の一部中止について」はその取扱いを終了します。

8 その他

登園自粛要請は終了しますが、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組む必要があることから、各施設におかれましても政府から出された「新しい生活様式」の実践例を踏まえながら、感染防止対策及び保育を行っていただくようお願いいたします。なお、マスクの着用に関しては、熱中症予防にも配慮する必要があるため、「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について」（令和2年5月26日付 環境省、厚生労働省）もご確認ください。

【添付資料】

保護者の皆様への配布資料 「7月1日以降の保育所等の利用について」

（保護者の皆様への配布資料の日付については、各園でご記入いただいても構いません。）

<担当連絡先>			
保育・教育運営課	【園児の預かり】	【延長保育】	【横浜保育室】
	【地域子育て支援事業】		671-3564
保育・教育人材課	【利用料】	671-0255	【給付費・委託費】
	【給食】	671-2397	671-0202/0204
	【年度限定保育事業】	671-4469	

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

7月1日以降の保育所等の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

緊急事態宣言については、令和2年5月25日付で解除されましたが、本市では、令和2年6月30日までの間、保育所等（※）の登園自粛を要請してきました。

6月以降は、感染症対策の強化と合わせて、経済再生の実現に向けて本市としても取り組みを進めており、保育所等においても登園児童が増えてきています。

そこで、本市からの登園自粛要請は6月30日で終了し、併せて登園しなかった日数に応じた利用料（保育料）の減額の取り扱いも終了します。ただし、今後の新型コロナウイルス感染の状況によっては、再度登園自粛を要請する場合がありますので、その際にご協力ください。

なお、保育所等については、いわゆる「3密」をなくすことが困難である中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策を行いながら保育することが必要になります。そのため、登園の自粛を要請するものではありませんが、仕事がお休みの日などには、必要最小限で保育所等を利用するなどのご協力をいただくようお願いいたします。

保育所等においても、政府から示された「新しい生活様式」に配慮しながら保育を行うこととなり、通常行っている行事等についても見直しをしていますので、ご理解をいただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症防止のために、保護者の皆様におかれましても、お子様及びご自身の体調の確認や衛生管理等にご協力をお願いします。

※認可保育所、幼保連携型認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、横浜保育室、年度限定保育事業

1 利用料（保育料）について【0～2歳児クラス】

登園自粛要請の終了に伴い、これまでの「登園日数に応じた利用料（保育料）の減額」の取り扱いを終了します。

7月以降は通常通り、利用料（保育料）の徴収を行います。（認可保育所の7月分の口座引き落としは7月28日（火）を予定しています。）

2 給食について

7月1日以降は、給食費を含め、通常通りとします。

3 体調の確認

お子様及び保護者に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合には、登園を行わないよう徹底してください。

なお、発熱の判断をする際は平熱に個人差があることに留意してください。

4 衛生管理（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）から抜粋「新しい生活様式」の実践例（抜粋）

(1) 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- ・遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い・手指消毒。
- ・咳エチケットの徹底。
- ・こまめに換気。
- ・身体的距離の確保。
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）。
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：

【登園自粛要請の終了について】 671-3564

【利用料について】 671-0255

保育・教育人材課：

【給食について】 【体調の確認】 及び 【衛生管理】

671-2397

保育対策課：

【年度限定保育事業】 671-4469